

つけましたか？大切な命を守る

住宅用火災報知器

住宅用火災報知器の設置義務化についてお知らせします。

消防法の改正に伴い住宅用火災報知器を設置する事が義務化され、既に平成18年6月1日に法の施行が開始されております。

- 新築住宅に関しては、平成18年6月1日から既に設置する事が義務付けられております。
- 既に建築済みの既存の住宅に関しては、平成20年6月1日～平成23年5月31日の間に設置することが義務付けられており、その設置期限は全国の市町村毎に市町村条例で定める事となっております。
- **栃木県**は県の指導により、すべての市町村とも設置期限は**平成21年5月31日**と定められております。
茨城県は**平成23年5月31日**が設置期限となっております。



当社では、日本フェンオール(株)製やパナソニック電工(株)製ほかの製品を取扱っております。

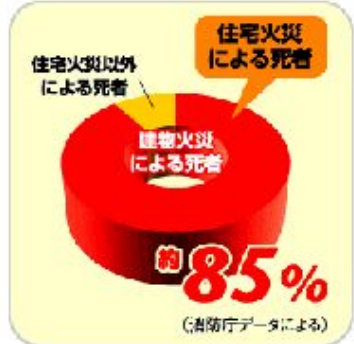
お取付けは説明書によりお客様ご自身でお取付け出来ますが、ご高齢世帯のお客様や数多くの取付けが必要なお客様の場合は、有料にて取付けをお引き受け致しますので、ご相談下さい。

住宅用火災報知器 Q & A



Q1 何故取り付けが義務付けされたの？

住宅火災による死者数が年々増加。
そのうち約85%が住宅火災による死者で
す。
しかもその60%強は高齢者や子供さんが
逃げ遅れて悲しい犠牲となっております。



Q2 いつまでに付けるの？

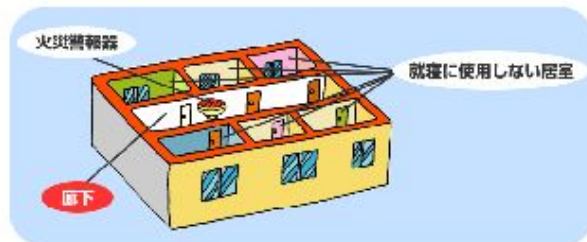
市町村によって「スグ」の所もあれば、
「まだ少し先」のところもあります。
お住まいの所轄の消防署に問い合わせる事が大
切です。

Q3 どんな住宅につけるの？

全ての戸建住宅や共同住宅（分譲・賃貸す
べて）が対象です。
取付け場所は天井面への煙感知式が最良で
すが、場所によっては壁面（例：台所の熱
感知方式）もあります。

Q4 どの部屋に付けるの？

寝室（1F・2F）と2Fの階段部分。
7㎡（四畳半）以上の居室が5以上ある階には廊下部分。



※ 赤印は取り付けが義務付けられている所
青印は取付けをおすすめする所

Q5 どんな種類があるの？

代表的なものとして「煙感知式」「熱感知式」
があり、「煙」を感知するものの設置が
義務づけられております。
日本消防検定協会の「NSマーク」の付いた
警報機を購入してください。



詳しくは【社団法人 日本火災報知器工業会】のホームページをご参照下さい。
<http://www.kaho.or.jp/index.html>